

## 第5部 調査結果のまとめ

### 第1章 調査結果から見てきた状況

#### 1) DV被害者の状況

今回のアンケート調査及びヒアリング調査は、現在はDVのある環境から離れているなど危険性のない状況にいるDV被害者を対象に行いました。調査結果から見てきたDV被害者の状況は次のとおりです。

➤ 経済状況・就労先確保の厳しさ

- ・現在の就労状況を問う設問では、「就労している」との回答が35人（72.9%）であり、雇用形態を見ると、「パート」「アルバイト」「派遣社員・契約社員・嘱託職員」の非正規雇用が25人（71.4%）となっています。「就労していない」との回答も13人（27.1%）となっています。
- ・年収を問う設問では、300万円未満（「なし」「100万円未満」「100～200万円未満」「200～300万円未満」の合計）が、41人（85.4%）となっています。また、家計の状況を問う設問では、「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせた回答は24人（50%）となっています。
- ・DVのある環境から離れた後の不安定な雇用状況や経済状況が伺え、経済的な自立の課題となっています。

➤ 続くメンタルの不調

- ・現在のストレスや生きづらさを問う設問では、「とても感じる」「まあまあ感じる」を合わせた回答が25人（52.1%）であり、カウンセリングなどの心理的ケアを受けているかを問う設問では、「受けている」との回答が15人（31.3%）、「受けたいが受けられない」との回答が4人（8.3%）となっており、約4割の人が現在も心理的ケアを必要とする状況にあります。カウンセリングなどの心理的ケアを受けたいが受けられない理由としては、時間や費用、場所の問題、安全面の懸念があげられています。
- ・DVの相手方から離れる前や離れた後に必要な支援を問う設問のうち、自分の心理的ケアが必要な期間については、「相手方から離れるまでの期間」で37人（77.1%）、「相手方から離れて1年以内の期間」で38人（79.2%）、「相手方から離れて1年以上経った後」で28人（66.7%）と高い割合で推移しています。DVの相手方から離れる前だけでなく離れた後もメンタル面の不調が続くことが伺え、精神的な自立の課題となっています。

➤ DVのある環境で育った子どもへの影響

- ・アンケートに回答したDV被害者のうち、38人（79.2%）が子どものいる人でした。
- ・DVの相手方から子どもへの虐待的言動があったかを問う設問では、「あった」との回答は23人（60.5%）でした。
- ・暴力のある環境で育った子どもにみられた影響を問う設問では、「不登校になった」と「相手を憎んだり、恐れたりするようになった」との回答がともに11人（28.9%）であり、次いで「子ども自身が暴力を振るうようになった」との回答が10人（26.3%）でした。

- ・DVのある環境は、暴力の相手方が子どもに直接、虐待的言動を行う割合が高いことに加え、子どもの心を不安定にさせるなど子どもへの影響が懸念されます。
- DVのある環境から離れることの難しさ
  - ・DVについて相談してから、相手方から実際に離れるまで1年以上かかった理由について問う設問で、「経済的な不安があったから」が20人(41.7%)であり、次いで、「離婚は避けたいと思ったから」「子どものため、ひとり親になるのは避けたいと思ったから」がともに14人(29.2%)、「子どもを自分一人で育てることに不安があったから」が13人(27.1%)でした。
  - ・DVのある環境から離れるにあたっては、経済面のほか、婚姻関係や子どもに関する不安が大きかったことが伺えます。
- 相手方への期待
  - ・DVについて相談してから、相手方から実際に離れるまで1年以上かかった理由について問う設問で、「相手方が暴力を振るわないように変わってくれることを期待したから」が13人(27.1%)、「相手方は優しいときもあるから」が10人(20.8%)と、相手方の変容への期待等があったことが伺えます。
- DVの被害者と相手方の成育環境における暴力等の状況
  - ・DV被害者が18歳になるまでの間、一緒に暮らしていた家族との間で暴力や関係が険悪になることがあったかを問う設問では、「あった」との回答は25人(55.6%)に対し、「なかった」との回答は20人(44.4%)と、「あった」と回答した人が約10ポイント高くなっていました。
  - ・DV被害者によると、DVの相手方が18歳になるまでの間、一緒に暮らしていた家族との間で暴力や関係が険悪になることがあったかについて、「なかった」との回答は3人(6.3%)に対し、「あった」との回答は17人(35.4%)でした。
  - ・成育環境がその後の親密な関係の構築に影響を及ぼす要因となる場合があることが推察されます。

## 2) 困難な問題を抱える女性の状況

アンケート、ヒアリング及びインターネットにおいて、困難な問題を抱える様々な女性を対象に調査を行いました。調査結果から見てきた困難な問題を抱える女性の状況は次のとおりです。

### ➤ 就労状況の不安定さ

- ・現在の就労状況を問う設問では、「就労している」との回答が44人(72.1%)であり、雇用形態を見ると、「パート」「アルバイト」「派遣社員・契約社員・嘱託職員」の非正規雇用が35人(79.5%)となっています。「就労していない」との回答も17人(27.9%)となっています。

就労先の仕事の契約期間について問う設問では、「契約期間の定めはない」が24人(54.5%)に対し、「契約期間の定めがある」が13人(29.5%)となっています。

直近1年間で半年以上継続している就労先について問う設問では、「(半年以上)継続している就労先がある」が38人(62.3%)に対し、「(半年以上)継続している就労先がない」が22人(36.1%)となっています。

- ・困難な問題を抱える女性の就労状況の不安定さが伺え、経済的・精神的な自立の課題となっています。

### ➤ 家計の苦しさ

- ・年収を問う設問では、300万円未満(「なし」「100万円未満」「100～200万円未満」「200～300万円未満」の合計)が、55人(90.1%)となっています。また、家計の状況を問う設問では、「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせた回答は29人(47.5%)となっています。

具体的な家計の苦しさとして「食費を切り詰めなければならない」「趣味やレジャーの出費を減らさなければならない」が15人(51.7%)、「衣服費などを切り詰めなければならない」が12人(41.4%)となっています。

家計が苦しいと思う理由として「(離婚、出産、子育て、病気、介護等)家庭環境が変わって家計が苦しくなった」が9人(31.0%)、「借金やローンがある」が7人(24.1%)となっています。

- ・食費などを切り詰めなければならない場合があるほどの家計の苦しさが伺えます。

### ➤ メンタルの不調

- ・現在のストレスや生きづらさを問う設問では、「とても感じる」「まあまあ感じる」を合わせた回答が33人(54.1%)であり、孤立感を問う設問では、「常にある」「時々ある」を合わせた回答が36人(59.0%)となっています。
- ・カウンセリングなどの心理的ケアを受けているかを問う設問では、「受けている」との回答が18人(29.5%)、「受けたいが受けられない」との回答が3人(4.9%)となっており、約3割の人が現在も心理的ケアを必要とする状況にあります。カウンセリングなどの心理的ケアを受けたいが受けられない理由としては、費用や場所の問題等があげられています。
- ・困難な問題を抱える女性のメンタル面の不調が伺え、精神的な自立の課題となっています。

➤ 様々な被害経験や困難な状況

- ・ 家族からの暴力経験を問う設問では、「暴力を受けた経験がある」との回答が34人(55.7%)であり、暴力を振るった相手は「実父・養父」が24人(70.6%)、「実母・養母」が20人(58.8%)と半数を超えています。

暴力の種類は、「精神的暴力」が32人(94.1%)、「身体的暴力」が25人(73.5%)と7割を超えています。

- ・ 配偶者等や交際相手からの暴力経験(注)を問う設問では、「暴力を受けた経験がある」との回答が36人(59.0%)となっています。

暴力の種類は、「精神的暴力」が31人(86.1%)、「身体的暴力」と「経済的暴力」が20人(55.6%)と5割を超えています。

(注) 配偶者等や交際相手からの暴力経験…DV及びいわゆるデートDV

- ・ 性被害の経験を問う設問では、「性被害を受けた経験がある」との回答が27人(44.3%)となっています。

性被害を加えた相手については「家族から」が13人(48.1%)、「学校・塾の先生から」が9人(33.3%)、「交際相手から」が6人(22.2%)となっています。

また「その他」の中には集団レイプもありました。

- ・ 予期せぬ妊娠の経験を問う設問では、「(経験が)ある」との回答が17人(27.9%)となっています。

- ・ オーバードーズやリストカットをしようと思うことがあるかを問う設問では、「よく思う」が3人(4.9%)、「たまに思う」が10人(16.4%)となっています。

- ・ 家族や配偶者と暮らしている自宅に居場所がないと感じたり家族の問題行動等で負担を感じた経験について問う設問では、「(負担を感じた経験が)ある」との回答は15人(53.6%)であり、そのうち自宅に帰れない・帰りたくないと思うかどうかについて「思うことがある」が14人(93.3%)となっています。

自宅に帰れない・帰りたくないときの行先については「自宅に戻る」が7人(50.0%)、「友人、知人の家」が5人(35.7%)のほか、「インターネットカフェ、マンガ喫茶」と「行くあてがなく路上生活」が2人(14.3%)となっています。「その他」として「SNSで泊めてくれる人を探す」が1人(7.1%)となっています。

- ・ 女性が抱える困難な問題には、様々な被害経験や辛い経験があることが伺えます。

➤ 困難な問題に直面したときの対応

- ・ DV・家庭問題・性被害・経済問題などに直面したときの対応について問う設問では、「相談できる人や場所に相談する」が46人(75.4%)、「相談せず自分で何とかする」が11人(18.0%)、「相談せず放置する」が1人(1.6%)となっています。

- ・ 「相談せず自分で何とかする」又は「相談せず放置する」と答えた人が相談しない理由としては、「自分が我慢すれば良いと思うから」が6人(50.0%)、「相談しても無駄だと思うから」と「自分にも悪い所があると思うから」が4人(33.3%)となっています。

- ・ 困難な問題に直面したときに相談につながらない人への対応についての課題が伺えます。

- 悩みを抱えたときに相談をした人と相談しなかった人に見られる違い
  - ・ インターネット調査では、悩みを抱えたときに相談した人のうち「孤独・孤立を感じることで困ったり悩みを抱えた経験がある」と回答した人は46人（20.4%）であり、悩みを抱えたときに相談しなかった人のうち「孤独・孤立を感じることで困ったり悩みを抱えた経験がある」と回答した人102人（37.1%）に対し、半分以下となっています。
  - ・ インターネット調査での、現在の生活の満足度を問う設問で、「満足している」「まあ満足している」を合わせると、悩みを抱えたときに相談した人は118人（52.4%）であり、悩みを抱えたときに相談しなかった人の65人（23.6%）に対し、約2倍となっています。
- 相談窓口の周知の課題
  - ・ インターネット調査では、困ったり悩みを抱えたときに相談しなかった人は相談した人と比べて、孤独・孤立を感じて困ったり悩みを抱えた経験の割合が多く現在の生活の満足度が低いことや、相談した人であっても行政機関を始めとする支援関係機関等への相談割合が低いため、相談窓口の周知が課題です。

### 3) 支援関係機関等の状況

アンケート調査、ヒアリング調査で見てきたDV被害者や困難な問題を抱える女性への支援に関わる支援関係機関等の困りごとや状況は次のとおりです。

#### 支援関係

- 保護・入所施設における多様で複合的な困難な問題を抱える女性への対応の難しさ
- 心理面や精神的に不安定や不調のある人への対応への難しさと支援策の不足
- 支援対象者の多様化と多様なニーズへの対応への難しさ
- 被害の自覚がない人への支援の難しさなどDV被害者の心理面に起因する支援の難しさ
- 支援を希求する力が弱かったり困難な状況にある認識が低いなど支援につながることの難しさ
- 身内に支援者がいない場合や家族関係が悪い場合の支援の難しさ
- 複数の問題を抱えている場合の対応の優先順位の悩みや1つの支援関係機関等のみでの対応の難しさ
- 経済面、居住問題、心理的なケアへの費用面の課題
- 親からの虐待を受けている18歳以上の女性、児童福祉施設退所後の不安定な状況の女性、生活困窮の若年妊婦等への住まいなど支援策の不足や自立支援の難しさ
- 寂しさ等をホスト通い等で埋めている場合の介入の難しさや性感染症や予期せぬ妊娠などについて危機感がなく病院受診につながらないこと
- 子どもへのネグレクトがあるときなどDV被害者へ働きかけても子どもへの支援が行き届かない場合
- 支援関係機関等との連携不足

#### 体制等

- 民間団体における運営基盤の不安定さやスタッフの後継者不足などの課題
- 支援者自身の安全面への懸念

## 第2章 今後求められる取組

### 1) DV被害者への支援に関して今後求められる取組

DV被害者への支援に関して、調査結果から見てきた今後求められる取組は次のとおりです。

- 就業支援等による自立への支援
  - ・ DVの相手方から離れる場合に経済的な不安が支障となっていることから、経済力をつけるための就労支援が求められます。
  - ・ DVのある環境から離れた後の生活を支えるために就労している人は多いものの、その大半は非正規雇用であり、年収も1世帯当たり平均所得金額の524万2千円（2023（令和5）年国民生活基礎調査）より低い人が多く、家計の苦しさにつながる要因となっています。
  - ・ 同居する子どものいる人も多く、必要な生活水準を保つことができる収入を得られる就業支援等が求められます。
- 住まいや生活に必要な支援
  - ・ DV被害者の中には住まいの確保に困ったり生活が困窮する人がいます。居住支援や食料等の現物支援が求められます。
- 多様なニーズへの対応
  - ・ 保護や施設入所を希望されない人、避難の際に心の拠り所であるペットを連れて行くことを希望する人など様々な支援ニーズを持つ人に対応できる制度や支援策、運用の工夫などが求められます。
- 被害者への心理的支援
  - ・ DVの相手方と共依存関係にあったり、PTSDや相手方から離れたあとも相手方への恐怖や将来への不安など精神面・心理面に問題を抱え続けることが自立の妨げになっていることが支援関係機関等から指摘されています。
  - ・ DVのある環境から離れる前だけでなく離れた後もカウンセリングなどの心理的ケアのニーズがあることや、心理的ケアを受けたくても受けられない人もいることから、心理的支援の充実が求められます。
- DVのある環境で育った子どもの権利擁護と家族としての支援
  - ・ DV被害者支援は、被害者本人を中心に支援が行われるため、子どもへの支援の視点が埋もれがちな面があります。DV被害者自身がメンタル不調を抱えていることも多く、育児面等を含めた支援が求められます。
  - ・ 子ども自身にも生活や学校などの社会生活があり、家庭環境の変化やこれまでの社会生活の関わりから離れることは心理的な負担となります。子ども自身の権利を擁護し、子どもを含む家族支援の視点を持って支援を行うことが求められます。

- 加害者の非暴力化に向けた対応
  - ・ 支援関係機関等のアンケートでは、今後必要と思われる取組として、加害者への対応があげられています。
  - ・ （参考）国では被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラムである「加害者プログラム」について、実施のための留意事項を整理し、全国的な展開に向けた取組を進めているところです。
  - ・ 本市においても、被害者支援の一環としての加害者プログラム導入の検討が求められます。
- 相談窓口のわかりやすさとアクセスのしやすさ
  - ・ DV被害者が相談をしたいときに相談窓口がすぐに見つかり相談につながるためには、相談窓口のわかりやすさが必要です。また、実際に相談するにあたっては、予約の必要など予め相談窓口の手続きがわかることが相談への心理的ハードルを下げアクセスしやすくなるという意見もあります。
  - ・ 男性のDV被害者からの相談は多くないため、DV被害者や周りの人が相談につながるために、相談窓口についてのわかりやすい周知が求められます。
- DVに関する知識の周知とDV防止のための意識啓発
  - ・ DV被害者は、自分がDVを受けていることに気づかなかったり暴力の原因が自分にあると思ひ込み、相談につながるまでに時間を要したり我慢をし続けてPTSDなど精神的な障害を抱えることがあります。
  - ・ DV被害者本人だけでなく子どもや周りの人も早期にDVに気づき、DVから離れたり必要な支援を受けることができるよう、教育場面におけるDVの相談先や対応方法についての学習など早い段階でDVに関する知識を得ることができる取組が求められます。
  - ・ DVは暴力を振るう側が被害者を支配するために選択した手段であり、対等な関係性を構築するためには、一人ひとりがDVを許さない意識を持つことや暴力を容認しない社会を形成する取組が求められます。

## 2) 困難な問題を抱える女性への支援に関して今後求められる取組

困難な問題を抱える女性への支援に関して、調査結果から見てきた今後求められる取組は次のとおりです。

- 就業支援等による自立への支援
  - ・生活を支えるために就労している人は多いものの、その大半は非正規雇用であり、年収も1世帯当たり平均所得金額の524万2千円（2023（令和5）年国民生活基礎調査）より低い人が多く、家計の苦しさにつながる要因となっています。
  - ・家計の面では、食費などを切り詰めなければならないほど困窮している当事者が少なくないため、必要な生活水準を保つことができる収入を得られる就業支援、現物支援（食糧支援など）が求められます。
- 当事者への心理的支援
  - ・支援を希求する力の弱さ、自分自身が困難な状況にある認識の低さ、支援者や支援を受けることへの拒否感などについて、当事者の成育歴や過去の経験の影響を指摘する声もあります。様々な被害経験や辛い経験などからPTSDなどの精神的不調やメンタル面の不調が続くことも少なくありません。
  - ・精神面・心理面に問題を抱え続けることが自立の妨げになることや、カウンセリングなどの心理的ケアのニーズがあること、心理的ケアを受けたくても受けられない人もいることから、心理的支援の充実が求められます。
- 当事者への居住支援
  - ・当事者が自立に向かうためには生活基盤となる住まいが必要ですが、様々な支援制度の適用外であったり経済力が低いことにより、住まいの確保が難しいことがあげられています。
  - ・保護・入所施設を希望しない当事者も少なくないため、避難を前提としないシェルターや一時的な宿泊場所等の居住支援が求められます。
  - ・単身妊婦が妊娠初期から入所可能な施設等も求められます。
- 若年女性の居場所支援
  - ・29歳以下の女性を対象にした、性被害にあったりあうおそれのある若年女性が支援を受けやすくなる方法を問う設問でも、「家に居場所がない若年女性が短期間泊まれる場所の提供」という回答が31人（41.9%）となっています。
  - ・家族関係の悪さなどから家に居場所がなく深夜を街で過ごす若年女性が安心して過ごすことができる安全な居場所が求められます。
- 困難な問題を抱える女性が求める相談場所や相談方法、支援方法
  - ・DV・家庭問題・性被害・経済問題などの困難な問題に直面したときに相談するならどのようなところが良いかを問う設問では、「相談していることを周りに知られないところ」が32人（52.5%）、「24時間利用できる」と「専門家が話をきいてくれるところ」が31人（50.8%）、「1対1で話せる」ところ」が29人（47.5%）となっています。

- ・ 希望する相談方法について問う設問では、「相談場所へ行って対面で相談する」が37人（60.7%）、「メールでやり取りして相談する」が22人（36.1%）、「電話で相談する」が20人（32.8%）となっています。
  - ・ 希望する相談・支援の方法について問う設問では、「相談支援」が41人（67.2%）、「情報提供」が29人（47.5%）、「同行支援」が22人（36.1%）、「食料や生活用品の現物支給」が21人（34.4%）となっています。
  - ・ 29歳以下の女性を対象にした、性被害にあったりあうおそれのある若年女性が支援を受けやすくなる方法を問う設問では、「SNSで相談を受ける」が38人（51.4%）、「SNSで支援の情報提供をする」が30人（40.5%）となっています。
- 相談窓口のわかりやすさとアクセスのしやすさ
- ・ 困難な問題を抱える女性が相談をしたいときに相談窓口がすぐに見つかり相談につながるためには、相談窓口のわかりやすさが必要です。また、実際に相談するにあたっては、予約の必要など予め相談窓口の手続きがわかることが相談への心理的ハードルを下げアクセスしやすくなるという意見もあります。
  - ・ 困難な問題を抱える女性や周りの人が相談につながるために、相談窓口についてのわかりやすい周知が求められます。
- 性に関する正しい知識等の取得
- ・ 若年女性は、妊娠後の対応や中絶、性感染症などの正しい知識がないために様々なリスクが高まることがあります。発達段階に応じて、性に関する正しい知識を学ぶ機会が求められます。
  - ・ 問題が複合化して困難な状況に陥るケースが多いことがあげられています。女性が困難な状況に陥ることなく自らの人生を自立して生きていけるよう、発達段階に応じた自立につながる学びが求められます。

### 3) 支援関係機関等に関して今後求められる取組

名古屋市域でDV被害者や困難な問題を抱える女性への支援に関わる支援関係機関等に関して、調査結果から見えてきた今後求められる取組は次のとおりです。

- 入所施設運営や支援上の工夫
  - ・ DV被害者や困難な問題を抱える女性には心理的ケアを必要とする人が多いことから、心理的ケアやアフターケアの充実が求められます。また、特定妊婦の受け入れや入所者の地域生活への移行等を見据えた地域の関係機関との連携が求められます。
  - ・ 適切な家計管理を行うことが難しい人については、家計管理の方法を習得できるような取組が求められます。
- 行政機関内部や支援関係機関等との連携の強化と情報の適切な取扱いの必要性
  - ・ DV被害者や困難な問題を抱える女性は複合的な問題を抱えていたり、多様な属性や多様なニーズを求める人が多く、1つの支援機関等で問題解決や自立支援を完結することは困難な状況となっており、多くの支援関係機関等から、行政機関内部や支援関係機関等との連携強化の必要性があげられています。
  - ・ 連携の形としては、行政機関内部や支援関係機関等との信頼性を構築するための顔合わせや互いの業務内容・支援内容を理解するための研修や意見交換、ケース支援を連携して行うための事例検討やケース会議等への参加などが求められます。
  - ・ 連携にあたっては、連携する支援機関等の間及び支援機関等の内部において、支援対象者の個人情報を始めとする情報の取扱いについて適切な対応が求められます。特にDV被害者の支援にあたってはDV被害者やその関係者に危険が及ぶおそれがあるため、共有する情報の種類や範囲、取扱うことができる職員・スタッフの範囲を限定するなど慎重な取扱いが求められます。
- 職員・スタッフの配置、体制強化とスキルアップ
  - ・ 支援を行うにあたっては、職員やスタッフなどの十分な人員配置が求められます。
  - ・ 複雑化・多様化・複合化している問題を抱えるDV被害者や女性の支援を行う職員やスタッフには、対象となる女性の意向を尊重しつつ、必要な支援を行うための能力や専門知識・経験が必要であることから、スキルアップの充実が求められます。
- 民間団体への支援
  - ・ 支援を行う民間団体においては、柔軟できめ細やかな支援を行うなど、DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援を担っていますが、財政基盤やスタッフ不足・後継者不足などの課題を抱えるところも見られます。
  - ・ 民間団体との共同事業や補助事業、スタッフの育成支援など、民間団体が持続的に支援活動を行うことができるような取組が求められます。

- 支援者自身の安全への配慮
  - ・DV被害者支援のためには、支援関係機関等において支援者自身の安全面への配慮が求められます。